

28 建企第 271 号
平成 28 年 8 月 1 日

(一社)長 崎 県 建 設 業 協 会
(一社)長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会
(一社)長 崎 県 工 務 店 連 合 会
(一社)長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会
(一社)長 崎 県 ほ 装 協 会
(一社)長 崎 県 管 工 事 協 会
(一社)長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会
(一社)長 崎 県 斜 面 安 定 技 術 協 会
(一社)長 崎 県 の り 面 協 会
(一社)長 崎 県 空 調 衛 生 設 備 業 協 会
(一社)長 崎 県 建 造 物 解 体 工 業 会
長 崎 県 電 気 工 事 業 工 業 組 合
長 崎 電 気 設 備 協 同 組 合
長 崎 県 造 船 協 同 組 合
長 崎 県 建 設 工 業 協 同 組 合
長 崎 漁 場 整 備 開 発 組 合
長 崎 県 管 工 事 業 協 同 組 合 連 合 会

様

長崎県土木部建設企画課長
(公 印 省 略)

総合評価落札方式（特別簡易型）入札公告共通事項書の訂正について

このことについて、7月29日付で送付しました資料（28 建企第 267 号 総合評価落札方式（特別簡易型）入札公告共通事項書及び総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領の改訂について）で一部不備がありましたので下記のとおり訂正します。

記

（訂正箇所）

11 入札の無効

次の各号に該当する者の入札は、無効とする。

(1) ～ (12) 省略

(13) 4 (2) アからキに掲げる書類のうち、公告において指定する書類の提出を一部でも欠いた場合、重大な誤記記載があった場合、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合。

を

11 入札の無効

次の各号に該当する者の入札は、無効とする。

(1) ～ (12) 省略

(13) 4 (2) アからクに掲げる書類のうち、公告において指定する書類の提出を一部でも欠いた場合、重大な誤記記載があった場合、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合。

に訂正

長崎県土木部建設企画課 総合評価班
松尾、中村、池森
電話番号 : 095-894-3029
FAX 番号 : 095-894-3461

総合評価落札方式（特別簡易型）入札公告共通事項書 新旧対照表

改正後	改正前
1～3 省略 4 入札参加資格及び総合評価の確認に必要な提出書類 (1) 省略 (2) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は技術資料として、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。 ア 技術資料総括表（試行要領（特別簡易型） 様式1号） イ <u>施工計画（試行要領（特別簡易型） 様式2号）</u> <u>エ</u> 配置予定技術者の能力（試行要領（特別簡易型） 様式3号） ※ 配置予定技術者を2名申請する場合は、それぞれの技術者毎に記入すること。 <u>エ</u> 企業の施工能力（試行要領（特別簡易型） 様式4－1号） <u>オ</u> 企業の施工能力（試行要領（特別簡易型） 様式4－2号） <u>カ</u> 地域精通度（試行要領（特別簡易型） 様式5号） <u>キ</u> 地域貢献度（試行要領（特別簡易型） 様式6号） <u>ク</u> 上記アから<u>主</u>のほか、公告において定める書類 (3) 省略 5～10 省略	1～3 省略 4 入札参加資格及び総合評価の確認に必要な提出書類 (1) 省略 (2) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は技術資料として、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。 ア 技術資料総括表（試行要領（特別簡易型） 様式1号） イ 配置予定技術者の能力（試行要領（特別簡易型） 様式3号） ※ 配置予定技術者を2名申請する場合は、それぞれの技術者毎に記入すること。 ウ 企業の施工能力（試行要領（特別簡易型） 様式4－1号） エ 企業の施工能力（試行要領（特別簡易型） 様式4－2号） オ 地域精通度（試行要領（特別簡易型） 様式5号） カ 地域貢献度（試行要領（特別簡易型） 様式6号） キ 上記アからカのほか、公告において定める書類 (3) 省略 5～10 省略

総合評価落札方式（特別簡易型）入札公告共通事項書 新旧対照表

改正後	改正前
1.1 入札の無効 次の各号に該当する者の入札は、無効とする。 (1) ～ (12) 省略 (13) 4 (2) アからクに掲げる書類のうち、公告において指定する書類の提出を一部でも欠いた場合、重大な誤記記載があった場合、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合。 (14) ～ (17) 省略 1.2～1.6 省略 1.7 総合評価に関する事項 (1) 評価内容の担保 以下のア、イ、ウに該当する場合において、その内容を工事請負契約書に記載するものとし、工事途中及び完了後において、履行状況について発注者が確認を行う。施工時にその履行が確認されない場合は、工事成績評価点から10点減点する。ただし、受注者の責によらない場合はこの限りでない。 ア 評価項目に「基幹技能者の配置」があり、技術資料において「配置する」を選択した場合。 イ 評価項目に「労務賃金の支払い」があり、技術資料において「誓約する」を選択した場合。 ウ 評価項目に「下請け次数の制限」があり、技術資料において「誓約する」を選択した場合。	1.1 入札の無効 次の各号に該当する者の入札は、無効とする。 (1) ～ (12) 省略 (13) 4 (2) アからキに掲げる書類のうち、公告において指定する書類の提出を一部でも欠いた場合、重大な誤記記載があった場合、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合。 (14) ～ (17) 省略 1.2～1.6 省略 1.7 総合評価に関する事項 (1) 評価内容の担保 以下のア、イ、ウに該当する場合において、その内容を工事請負契約書に記載するものとし、工事途中及び完了後において、履行状況について発注者が確認を行う。施工時にその履行が確認されない場合は、工事成績評価点から10点減点する。ただし、受注者の責によらない場合はこの限りでない。 ア 評価項目に「基幹技能者の配置」があり、技術資料において「配置する」を選択した場合。 イ 評価項目に「労務賃金の支払い」があり、技術資料において「誓約する」を選択した場合。 ウ 評価項目に「下請け次数の制限」があり、技術資料において「誓約する」を選択した場合。

総合評価落札方式（特別簡易型）入札公告共通事項書 新旧対照表

改正後	改正前
さらに、技術資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約を解除し、また、指名停止措置をとることがある。 (2) その他 ア <u>施工計画の施工内容等については、受注者が施工計画書に反映させ、発注者が確認するものとし、設計図書及び請負代金の変更は行わない。</u> イ <u>施工計画に記載したことにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分についての工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。</u> ウ 発注者は、資料内容に関する事項が提案者以外の者に知られることの無いように取り扱うものとする。 18 省略	さらに、技術資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約を解除し、また、指名停止措置をとることがある。 (2) その他 発注者は、資料内容に関する事項が提案者以外の者に知られることの無いように取り扱うものとする。 18 省略